

令 2 防 災 危 機 第 400 号  
令和 2 年 (2020 年) 1 1 月 1 3 日

本 庁 各 課 長  
教 育 庁 各 課 長 様  
警 察 本 部 各 課 長

防災危機管理課長

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について（再周知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けては、県民及び事業者の皆様に対して、これまで「新しい生活様式」の実践や感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染予防対策の徹底をお願いしているところです。

しかしながら、県内では、新型コロナウイルス感染症の感染者の確認が相次ぎ、11月に入ってから、感染防止対策が不十分であった飲食店で2例のクラスターが発生したことを受け、これまで以上に、県全体で感染拡大への警戒を強めていく必要があります。

については、今後、本格的な冬を迎え、年末にかけての忘年会など、大人数での飲食等の機会も増えることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、「新しい生活様式」の実践や業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」の徹底など、所管する出先機関、施設、関係団体等に対し、適切な感染予防対策の徹底について、周知していただきますようお願いいたします。

<添付資料>

- 「新しい生活様式」の実践例
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧

<参 考>

- 内閣官房ホームページ (<https://corona.go.jp/>)

担 当 吉 山  
内 線 2 4 9 3